

洛西“SAIKO”プロジェクトロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洛西“SAIKO”プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークの権利は、京都市が所有する。

2 ロゴマークと誤認される類似の文字及び図形を使用してはならない。

(使用)

第4条 ロゴマークを使用する場合は、西京区役所洛西担当区長（以下「区長」という。）の承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときはこの限りでない。

- (1) 洛西“SAIKO”サポーターが使用するとき。
- (2) 本市が業務のために使用するとき。
- (3) 報道機関がプロジェクトの報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他区長が使用を適当と認めたとき。

(使用の制限)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) プロジェクトの趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの。
- (4) ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるもの。
- (5) その他、区長が使用を認めることが適当でないとは判断するもの。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の中止)

第7条 ロゴマークの使用が本要綱に違反していると認められる場合、区長はその使用の中止を求めることができる。

2 前項の規定により使用を中止した場合、使用を取り止めた者又は第三者に損害が生じても、京都市は一切その責めを負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを使用した商品等により、収益を得ようとする場合は、事前に当該商品等を区長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (2) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(事故、苦情の処理)

第9条 ロゴマークを使用した者の商品、サービス、事業等に係る事故、苦情、損害（以下、「事故等」という。）が発生した場合は、ロゴマークの使用者が、使用者の責任の下に処理しなければならない。

(報告)

第10条 区長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には、使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。